

## 船舶事故調査報告書

平成28年1月7日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成27年4月6日 08時00分ごろ～09時15分ごろの間）
発生場所	不明（北海道増毛町増毛港北西方沖）
事故の概要	漁船第八廣榮丸は、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成27年4月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八廣榮丸、3.02トン HK3-77988（漁船登録番号）、個人所有 9.50m（Lr）×2.10m×0.67m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数45、昭和52年11月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月8日 免許証交付日 平成22年2月26日 （平成27年12月12日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船底に擦過傷、舵軸に曲損、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西 風力4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の中央期、海水温 約7℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、たこ樽流し漁のため、増毛港を出港し、平成27年4月6日08時00分ごろ、同港北西方沖0.8海里（M）付近で操業しているところを僚船により目撃された。 本船は、09時15分ごろ、増毛灯台から312°（真方位、以下同じ。）0.4M付近の海岸沖を無人状態で旋回しているところを目撃され、不審に思った付近の住民により漁業協同組合に通報され、その後、同海岸の消波ブロックに乗り揚げた。 船長は、僚船が捜索していたところ、09時45分ごろ、増毛灯台から288° 1.25M付近の海上で漂流しているところを発見され、病院に搬送された。

	<p>船長は、11時12分死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p> <p>本船は、陸上からクレーンにより吊り上げられ、トレーラーで搬送され、増毛港で上架された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>漁業協同組合の職員は、消波ブロックに乗り揚げた状態の本船に赴いたところ、機関が運転状態でクラッチは前進に入っており、推進器に本船の漁具が絡まっているのを認めた。</p> <p>本船は、船体に他船と衝突したような痕跡は認められなかった。</p> <p>船長は、発見時、合羽上下、ゴム手袋及び固型式の救命胴衣を着用し、長靴を履いており、外傷は認められなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、08時00分ごろ増毛港北西沖0.8M付近で操業中の本船が目撃された後、09時15分ごろ増毛灯台から312°0.4M付近の海岸沖を無人状態で旋回しているところを目撃されていることから、この間において、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、増毛港北西方沖で操業中のところを目撃された後、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人乗りの漁船では、防水型携帯電話等を常に身に付け、連絡手段を確保しておくことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

